

# 新 琴 似 西 地 区 防 災 計 画



令和6年3月

## ■はじめに

平成9年、各町内会の自主防災組織が立ち上がり、早27年が経過しました。平成30年9月6日の北海道胆振東部地震を教訓に、全町内会が参加する地域ぐるみの防災訓練を何度か実施しましたが、地域の高齢化が進み、一人暮らしの高齢者世帯が増え、防災に取り組むことが難しくなってきました。北海道胆振東部地震など突然発生する地震や異常気象災害に対応するには、今までの取り組みでは十分とは言えません。

令和2年、札幌市より地区防災計画モデル地区事業のお話をいただいた後、研修会や講演会を重ね、地域で防災の大切さを共有することができたと思います。

災害に強いまちづくりや災害による被害を最小限にするためには、防災活動への意識の向上と、隣近所の近所力と共助力が必要であることから、各町内会が共通認識を持ち防災活動に取り組むことが重要です。

この地区防災計画を、災害発生時における活動の指針として活用いただき、命を守るための適切な行動につなげていただきたいと思います。



令和6年3月

新琴似西連合町内会 会長 高橋 博章

## 《目 次》

### 【第1章】

1 地区防災計画とは	1
2 地区の概要	1
3 災害リスクと課題	1
4 取組の概要	1
5 地区防災計画の取組状況	2

### 【第2章】

計画本編	3
1. 基本方針	3
2. 新琴似西地区が取り組む【平時の活動】	3
3. 新琴似西地区が取り組む【災害時の活動】	5
4. 安否確認の仕組みを整える	7
5. 避難誘導の方法について	7
6. 避難所の開設と運営	7
7. 決め手は【ご近所力】	10
8. 今後の検討事項	11

### 【資料編】

北海道胆振東部地震以降の主な防災活動	12
資料1	15
資料2	16
資料3	17
資料3'	18
資料4	19
資料5	20
資料6	21
資料7	22
資料8	23
資料9	24

## 【第1章】

### 1 地区防災計画とは

地区防災計画とは、「自助」で災害に備えることはもとより、「共助」の観点から近所（仲間）との助け合いのもと【共に助かるための計画】である。北海道胆振東部地震を機に、連合町内会（以下「連町」という。）防災部を中心として地区の防災連絡網を整備したが、更なる防災計画の充実に移っていたところ、札幌市から地区防災計画作成に係るモデル地区の指定があり、計画の作成作業が加速された。

### 2 地区の概要

新琴似西地区は昭和34年頃から農地や住宅地が作られ始め徐々に広がり、現在は8千6百世帯、人口約1万7千人が暮らしている平地である。地区を流れる安春川は明治23年、開拓の時に作られた人工の川である。17の単位町内会（以下「単町」という。）で清掃活動、排雪、防災訓練を行って暮らしを支えている。また、夏のお祭りやイベントも行っている。

### 3 災害リスクと課題

歴史事実と科学的シミュレーションにより、当地区の災害リスクは『地震（これに伴う火災を含む）』と『風水害』である。

また、全世界に蔓延する新型コロナウイルス感染症の拡大が予断を許さない状況であったことから、感染症対策も視野に入れながら計画の作成を進めてきた。

地理・地形	対象災害種	災害脆弱性	地区の範囲	協議主体	取組のテーマ
平野部	地震・風水害	揺れ・河川・高齢化	連合町内会	町内会 防災部	近所（仲間）との助け合い

近所（仲間）との助け合いをテーマに地区の防災として、以下の点に重点を置き実践的な組織づくりを行うこととしている。

- (1) 平時の活動
- (2) 災害時の活動
- (3) 安否確認の仕組み
- (4) 避難誘導の方法
- (5) 避難所の開設・運営等

### 4 取組の概要

過去の災害、特に北海道胆振東部地震を契機に判明した①日頃の防災準備、②災害時の活動の課題を列挙し、役割を本部と5つの班に分かりやすく分担し、近所の地域住民の応援も求めることにした。

## 5 地区防災計画の取組状況

年 表	月 日	主 催	内 容
平成 30 年	10 月 6 日	連町役員会議	防災に関するアンケート各単町に記載
	11 月 20 日	防災会議①	アンケート結果・自主防災組織について
平成 31 年	3 月 25 日	防災研修会	自主防災組織・地区防災計画について
令和元年	9 月 6 日	北区防災訓練	札幌市立新琴似西小学校にて実施
令和 2 年	1 月 15 日	新琴似西連合町内会	札幌市防災表彰を受ける
	6 月 29 日	防災会議②	地区防災計画の説明・地域避難運営について
	9 月 23 日	防災会議③	地区防災計画の策定について
	10 月 5 日	新琴似西連合町内会	地区防災計画に係るモデル地区決定通知
	10 月 12 日	防災講演会	地区防災計画を作ろう【ご近所力】
	12 月 10 日	防災会議④	地区防災計画配布・講演後の取組
令和 3 年	2 月 16 日	防災会議⑤	地区防災計画の基本方針・自主防災組織図と連絡網・今後 3 年間の計画方針検討
	3 月 17 日	防災会議⑥	地区防災計画の基本方針・自主防災組織
	4 月 1 日	新琴似西連合町内会	地区防災計画の基本方針決定（資料 9 参照）
	4 月 16 日	連町役員会議	地区防災計画の基本方針と今後の取組
	5 月 31 日	新琴似西連合町内会	令和 3 年度 自主防災組織図・連絡網を各単町に提出依頼
	10 月 26 日	防災会議⑦	地区防災計画作成に向けた検討状況
	10 月 28 日	防災講演会	中止
	11 月 6 日	防災会議⑧	地区防災計画の素案作成について
	12 月 18 日	防災部長検討会	これまでの結果報告・防災計画案
令和 4 年	2 月 2 日	防災会議⑨	地区防災計画のたたき台について
	7 月 19 日	防災会議⑩	地区防災計画のたたき台について
	7 月 28 日	連町役員会議	中止
	11 月 8 日	防災会議⑪	地区防災計画について
	11 月 16 日	双葉町内連絡会	地区防災計画の理解促進（出前講座）
令和 5 年	3 月 3 日	新琴似西連合町内会	防災講演会を実施

<札幌市危機管理局担当>

平成 30 年度～令和 2 年度 早川係長

令和 3 年度～令和 4 年度 齋藤係長

## 【第2章：計画本編】

### 1. 基本方針

- (1) 東日本大震災及び北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、新琴似西地区の住民が周辺の関係機関と協力し、また、札幌市の応援も受けて行う『自発的な防災活動』を推進する。
- (2) 災害が発生した直後は、交通が麻痺し、火災の同時多発などにより消防、警察などの防災関係機関が十分に対応できなかつたり、基幹避難所である学校が混乱する可能性もあることから、このような時に力を発揮できる『地域ぐるみの協力体制』を構築する。
- (3) 『自分たちの地域は、自分達で守る』という心構えで、日頃からの近所づきあいに努め、いざという時にも助け合える『共に助かるための計画』の策定が重要である。住民の『命』を最優先に、平時の活動と災害時の活動の両方を踏まえて『災害に強いまちづくり』を推し進める。

### 2. 新琴似西地区が取り組む【平時の活動】

当連町は、計17の単町から構成されており、それらの単町の防災は、自主防災組織図のとおり、単町防災本部（以下「単町本部」という。）と5つの班から成る。

#### （資料2参照）

連町防災本部（以下「連町本部」という。）は、それらを統括する。

#### A. 単町の平時の活動

構成メンバーは、

- 単町本部：単町役員
- それぞれの班：単町役員・班長・会員

#### <単町本部の役割>

- 単町全体を把握する。
- 防災知識の普及、啓発
- 北区役所、北消防署、各学校、連町本部等との連絡、調整
- 連町防災部のもと、訓練や防災研修会などの行事を計画し、各班とともに実施する。
- 17単町は、それぞれの避難場所、避難所を決め連町に報告する。
- 簡単な防災マップ・災害時安全確認カードの作成
- 安否確認必要世帯名簿の作成（まちづくりセンターの協力必要）

<各班の役割>

班名称	役割
① 情報連絡班	○ 各種防災情報の収集と連絡
② 救出救護班	○ 防災資機材の点検・整備 ○ 医療施設など場所の確認 ○ 救命講習などの受講 ○ AEDの維持管理
③ 避難誘導班	○ 自単町の避難場所、避難所を周知する。 ○ 要配慮者を把握しておく。 ○ 事前に拡声器などの点検をしておく。
④ 消火班	○ 毎日の生活の中での心がけで、火災を未然に防ぐよう指導する。 ○ 消火器具の点検方法や消火技術を習得し住民へ指導する。 ○ 消火栓や防火水槽の場所を把握し状況を確認しておく。
⑤ 給食・給水班	○ 各家庭での水や食料の備蓄（ローリングストック法）を指導する。 ○ 炊き出し訓練、給水訓練などを行う。

※「これだけは準備しておきたい!」（家庭版）を理解し、また、日頃から火災防止を特に指導する。（資料8参照）

### 3. 新琴似西地区が取り組む【災害時の活動】

- 災害緊急時の場合は【新琴似西連合町内会自主防災連絡網】（資料1参照）に従って連絡し報告を受ける。連絡の内容は「〇〇です。地震（水害）が発生しましたので、ただいまより連町自主防災組織を発動します。連絡網に沿って、連絡をしてください。」
- 震度5弱以上の地震が発生した場合、原則として予め連町会長・副会長は連町事務所に集合する。
- 各単町については【自主防災組織図・連絡網】（資料2参照）に従って連絡し報告を受ける。
- 災害が発生した時は、まず自分と家族の安全を確保してから町内会の自主防災活動の任務に就く。
- デマや噂などの間違った情報は、二次災害の危険があり注意する。

#### B. 単町の災害時の活動 ※構成メンバーはAと同じ。

##### <単町本部の役割>

- 連町本部から災害緊急時の連絡を受け、単町の【自主防災組織図・連絡網】に沿って各班に連絡する。
- 各班の活動状況を把握し、連絡・調整を行う。
- 災害発生状況などを連町本部に報告する。

<各班の役割>

班名称	役割
① 情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域内の被害状況・避難状況などを収集し単町本部などに連絡する。</li> <li>○ 地域住民（高齢者、障がい者、見守り必要者）の安否状況を確認する。</li> <li>○ パニック防止のため、テレビ・ラジオ・防災関係機関などで正確な情報を把握する。</li> </ul>
② 救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 倒壊した家屋の閉じ込めや下敷きになった住民を、防災資機材を使って救出する。（被害状況によっては無理をせず消防、警察へ通報する。）</li> <li>○ けが人の応急手当を行い、病院や応急救護所に連れて行く。</li> </ul>
③ 避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全な避難経路で、避難場所・避難所まで住民を誘導する。</li> <li>○ 危険な場合は、臨機応変に安全な場所に避難誘導する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 逃げ遅れた人がいないか確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 要配慮者のお世話</li> <li>○ 要配慮者避難以外、車の使用は厳禁とする。</li> <li>○ 次の場合、直ちに避難させる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市災害対策本部から避難指示等が発令された時</li> <li>・消防、警察、自衛隊などの防災関係機関から避難の呼びかけがあった時</li> <li>・区災害対策本部、単町本部から避難の呼びかけがあった時</li> </ul> </li> </ul>
④ 消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災になったら【火事だ！119番！】を徹底</li> <li>○ 周辺住民の協力のもと、初期消火に当たる場合もあるが、絶対に無理をしない。煙にも細心の注意を払う。</li> </ul>
⑤ 給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救援物資の配布を行う。</li> <li>○ 状況によって飲料水や食料品を確保し、炊き出しや給水を行う。</li> </ul>

※なお、各単町のなかには災害時に活動するメンバーが編成できない場合が考えられるが、そのような時は優先的に単町本部・情報連絡班・避難誘導班を編成し、その他の班は人員が集まり次第、順次活動を始める。

#### 4. 安否確認の仕組みを整える

- (1) 単町は、一例として75歳以上の1人暮らし世帯や、ともに75歳以上夫婦世帯のデータ等から、高齢者安否確認必要者（要配慮者）名簿を作成する。（健康な人は除外）歩行困難な障がい者の把握も行う。
- (2) 安否確認は防災上とても重要で、関係者は要配慮者情報（プライバシーに配慮）をしっかりと把握し、対処できるようにしておく。とりわけ災害時の避難に特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が分かる名簿情報を、札幌市から提供してもらい検討する。（家族等で支援できる人の場合は除外）
- (3) 災害時の安否確認は、関係班と近隣住民の共同作業になる。また、災害の規模によってお世話には限度があるので、日頃から自立できるよう話し合いをしておく。

#### 5. 避難誘導の方法について

- (1) 避難経路を事前に確認しておく。
- (2) 住民各自は、立ち退き避難に備えて、緊急時に必要なものを入れた【非常持出袋】を事前に準備しておく。

##### 【非常持出品の例】

- ・バスタオル・タオル・洗面用具・お箸・湯飲み茶わん・下着類
- ・ティッシュ・スリッパ・健康保険証（写し）・災害時安全確認カード等

- (3) 避難誘導は、単町の避難誘導班が消防団や近所のその場にいる人と協力して行う。
- (4) 避難誘導班は、単町本部に避難状況を報告する。要配慮者の安否も知らせる。
- (5) 車での避難は、要配慮者との同伴避難のみ認める。

#### 6. 避難所の開設と運営

北海道胆振東部地震の後に、基幹避難所である新琴似西小学校の防災訓練に参加。また、光陽小学校の教頭先生から北海道胆振東部地震の時の避難所の様子をつぶさに聞いた。これらをもとにして避難所の運営について整理した。

- (1) 当地区の基幹避難所（新琴似西小学校、光陽小学校、光陽中学校、新光小学校、新琴似緑小学校、新琴似北中学校）の場所等を把握し、各単町はそれぞれの避難所を決める。また、学校等の施設管理者（校長）と日頃から意思の疎通を図る。
- (2) 初期の避難所運営における主な役割分担は**資料4**を参照【市職員・施設管理者・地域住民・ボランティア等】

(3) 避難所の開錠は**資料5**を参照

※施設管理者がいる場合：管理者が開錠する。

※施設管理者がいない場合：区災害対策本部に電話をしてキーボックスの暗証番号を確認する。

(4) 日頃から訓練や研修を実施して、避難所について学び防災意識の向上に努める。

(5) 防災訓練については、学校、消防署、区役所等にも参加してもらう。

(6) 備蓄物資を適切に使えるよう、日頃から学校等と打ち合わせをしておく。

(7) ブラックアウト（停電）や断水が起こった時の避難所での対応

【停電している場合】

・備蓄庫にあるLEDランタンなどで明かりを確保し、可搬型発電機や太陽光発電機による電源の確保について施設管理者と協議する。

【断水している場合】

・マニュアルに基づき、受水槽の使用準備をする。

(8) トイレの確認

※地震で断水しても、下水道設備や排水設備に被害がなければ水洗トイレを使用できるので、プールの水などを活用してトイレの水を流す。

※避難所開設時にトイレ機能を優先的に確立し、トイレの使用ルールを決めるなどして、衛生管理に努める。

(9) 要配慮者や女性のプライバシーに配慮するため、パーティション（間仕切り）等の借用について協議する。また、受付についても考慮する。

(10) 段ボールによる寝床仕切り壁の作成・組立て。必要に応じて、備蓄されている段ボールベッドを配布する。

(11) 避難所開設期（～3日目）

入退所、外出、外泊等の管理、要配慮者・負傷者への対応、備蓄物資の搬入・配布、食料の配給、避難者への情報提供

○ 北区災害対策本部への連絡

(12) 避難所運営期（4日目～）

○ 避難所運営委員会の設置（発災から1週間をめどに設置）

○ 運営組織の編成（活動グループ等）

○ 運営委員会の開催～自主運営→避難所の閉鎖

(13) 避難所運営組織（資料6参照）

【活動グループ】

総務グループ、名簿グループ、情報グループ、食料・物資グループ、施設管理グループ、救護グループ、衛生グループ、ボランティア統括グループ・各活動グループからリーダーと副リーダーを選出する。（リーダーは避難所運営委員会に参加する。）

【避難所運営委員会】

会長、副会長、各生活班の班長、各活動グループのリーダー、市職員（立ち上げ期）、ボランティア団体代表、施設管理者

※発災から1週間をめどに設置する。

**※ 避難所での新型コロナウイルス感染症等への対応**

【避難所でのルール】

- 避難所では常にマスクを着用
- PCR検査等の結果が陽性の方は、一般の避難所に滞在できない。
- 現在、自宅待機要請を受けている方は申し出る。
- 人との距離を保つ：2メートル（最低1メートル）
- 会話は控えめに
- 避難者名簿への記載は正確に
- こまめに手洗い、うがいをする。
- ドアノブ等、多くの方が触る箇所はこまめに消毒
- 体温など自分の健康管理をする。
- 換気、ごみの処理をする際は気を付ける。（資料7参照）

**※ 新しい【避難】生活様式（参考）**

基幹避難所（新琴似西小学校、光陽小学校、光陽中学校、新光小学校、新琴似緑小学校、新琴似北中学校）や地域避難所（新琴似双葉福社会館、新琴似三和福社会館）は、それぞれ感染症対策をしているが、災害が大きくなると避難者も多くなり密集は避けられないので、以下の点に配慮する。

【少人数・分散避難生活】

- 家は大丈夫、火災もない→自宅で暮らす（在宅避難！）、避難所で情報を入手し、物資を受け取る。
- 家が損壊、周囲で火災発生→ホテル・旅館（2020年から）、親族・近所の知人宅などを利用する方法もある。

## ※ 地域住民の心得

- 別紙資料8の「これだけは準備しておきたい！」（家庭版）を理解し実践する。また、日頃から火災予防対策を講じる。
- 別紙資料3を参考にして、各単町がA4サイズ1枚程度にまとめた簡単な防災マップ・防災メモ（災害時安全確認カード）を作成する。住民が保険証書・印鑑等と一緒に保管しておき、災害時に非常持出袋として持参すると避難所で効果を発揮する。
- 事前復興：災害が発生する前から予想して、復興計画を立てておくその後から役に立つ。

## 7. 決め手は【ご近所力】

『地区防災計画について』講師：鍵屋 一 教授のお言葉より抜粋

### ★ 社会関係資本

人や地域の繋がり＝信頼の絆＝ご近所力

※【ご近所力】こそが安心安全の源泉である！

### ★ これからの防災は？

損失を減らす防災から【価値向上型】の防災へ

※日常から人間関係、近所関係を良好にし、魅力ある地域を作る⇒災害や危機にも強くなる！

### ★ 具体的に

- 隣近所と挨拶を交わしている。
- 民生委員や町内会役員を知っている、自治会・PTA等の仲間が5人以上いる。
- いざという時に、助けに来てくれる人が近所にいる。
- 家族の親族、友人情報等（可能な範囲）を近所の方と共有している。

## 8. 今後の検討事項（要配慮者への対応等）

### (1) 地区防災計画の理解促進

全単町に対して、策定した地区防災計画の理解促進を図る。

#### ①基本方針と新琴似西地区が取り組む【平時の活動】

○連合町内会自主防災連絡網の作成

○17の単町にも自主防災組織図・連絡網を作成

○ここでは、単町本部と5つの班から構成されたこの組織が地区住民と共に防災【平時の活動】を推し進める

#### ②新琴似西地区が取り組む【災害時の活動】

上記の組織が【災害時の活動】として住民の・安否確認・避難誘導等を務め、また避難所の開設及び運営を計画し実践できる様にする。

③これらの計画を推し進める【源】は日常からの人間関係、近所関係を良好にして助け合う【心】の在り方だろう。

(2) 感染症に対応した宿泊型の避難所運営訓練は、できる限り1日がかりの避難所運営訓練を実施したい。

(3) 各単町の自主防災組織図など防災計画の取組みを見直す。

## 【資料編】

### <北海道胆振東部地震以降の主な防災活動>

- 平成30年10月6日、各単町向けに防災に関するアンケートを実施
- 平成31年3月25日、自主防災組織・地区防災計画についての防災研修会を実施
- 令和元年9月6日、新琴似西小学校にて北区防災訓練が開催され、新琴似西連合町内会から約70名、小学校教員・児童の皆様約400名、北区役所職員、北消防署、北消防団、札幌市防災協会などの関係機関から約600名が参加。

訓練内容は、石狩中部にマグニチュード6.5、最大震度6強の地震が発生し、校内の避難経路で火災が発生したと想定をして、AEDを使用しての救命法や担架の扱い方、応急手当、備蓄アルファ米の試食、段ボール間仕切りや段ボールベッドの作成などを体験した。

- 令和2年1月15日、新琴似西連合町内会が札幌市防災表彰を受賞



- 令和2年9月23日、新琴似三和福社会館にて地区防災計画の策定に向けての検討会を実施。モデル地区事業の説明や計画のテーマなどについて検討  
札幌市危機管理対策室の早川係長から、具体的な進め方について説明があった。



■令和2年10月12日、新琴似三和福社会館にて防災講演会を開催。跡見学園女子大学観光コミュニティ学部の鍵屋一教授による『地区防災計画を作ろう！』をテーマとした講演を聴講



鍵屋教授は秋田県出身で秋田弁の訛り「これからの防災は、人間関係・ご近所関係を良好に」をキーワードに講演



■令和3年10月26日、新琴似三和福社会館にて地区防災計画についての会議  
札幌市危機管理対策室の齋藤係長と初顔合せ



- 令和3年11月6日、新琴似双葉福社会館にて連町役員会及び計画の説明等を実施  
札幌市危機管理対策室の齋藤係長の挨拶、防災及び計画についての説明があった。



- 令和3年12月18日、新琴似三和福社会館にて各単町の防災部長会議及び検討会を実施。これまでの結果報告並びに防災計画案について検討した。



- 令和5年3月3日、新琴似双葉福社会館にて防災講演会を開催。北海道防災教育アドバイザー／気象予報士の住友静恵氏による『自主防災組織の役割と必要性』をテーマとした講演を聴講した。



新琴似西地区防災計画  
令和6年(2024年)3月策定

－編集・発行－

新琴似西連合町内会

〒001-0907 札幌市北区新琴似7条14丁目1番17号

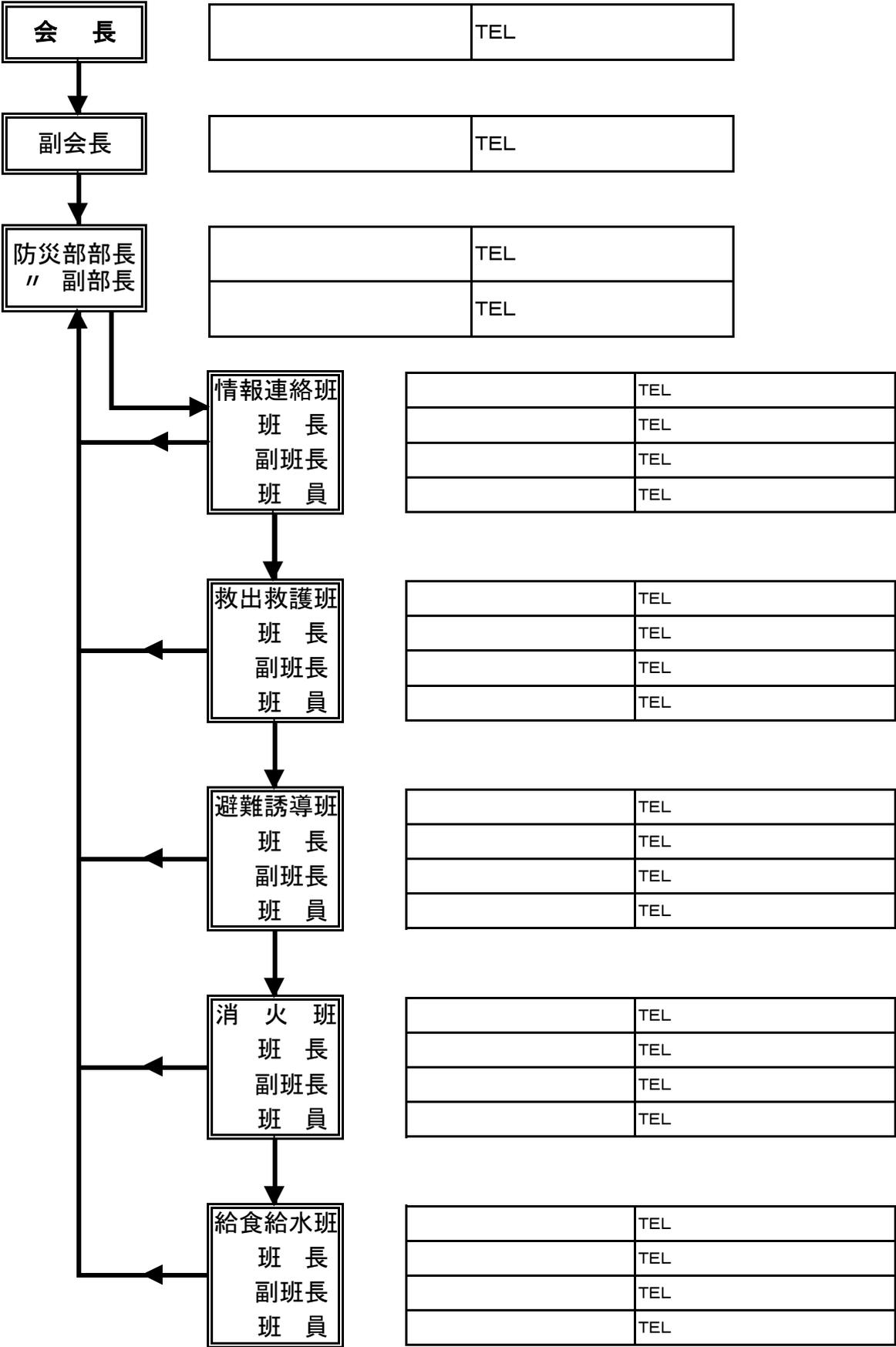
－協力－

札幌市危機管理局

## 資料 1

連絡網につき掲載省略

自主防災組織図・連絡網【 町内会】



※ 会長、副会長、正副部长、正副班长は町内会役員があたる  
 班員は、町内会の班长、副班长、会員若干名があたる

# 新琴似西連合町内会 防災マップ

資料3



**わが家の避難メモ** ※家族で書き込みましょう。

わが家の避難場所	
家族の集合場所	
避難時の緊急連絡先	

**緊急連絡先**

■市災害対策本部	☎211-2266
■北区災害対策本部	☎757-2400
■新琴似西まちセン	☎762-8767
■三和福祉会館	☎761-2245
■双葉福祉会館	☎761-5698
■警察	☎110
■北警察署	☎727-0110
■北警察署新光交番	☎762-9442
■北警察署新琴似西交番	☎763-1101
■消防(火事・救急・救助)	☎119
■北消防署	☎737-2100
■北消防署新光出張所	☎764-8844
■北海道電力(停電・故障)	☎221-3161
■北海道ガス(ガス漏れ)	☎233-5533
■水道局北部配水管理事務所	☎762-7300
■水道緊急センター (夜間、休日の緊急事故の通報)	☎211-7123
■災害火災案内	☎201-0011
■災害救急病院案内	☎201-0099
■救急医療情報案内 センター(24時間)	☎0120-20-8699
■北保健センター	☎757-1181
■夜間急病センター (午後7時~翌朝7時)	☎641-4316
■道路交通情報センター	☎281-6511
■北区土木センター	☎771-4211
■新琴似西小学校	☎762-1127
■新琴似緑小学校	☎764-4452
■新琴似北中学校	☎761-5122
■光陽小学校	☎761-2521
■光陽中学校	☎763-0066

**非常持出品**

食料品・飲料水 懐中電灯・充電ラジオ 現金・貴重品 防災セット(家族単位)の準備 防災セット(家族単位)の準備 防災セット(家族単位)の準備 防災セット(家族単位)の準備 防災セット(家族単位)の準備 防災セット(家族単位)の準備

非常持出品は参考です。家族にとって必要なものと食料品や水(1人1日3日)を最低3日分用意しましょう。  
※きっぽら防災ハンドブックより

**「171」で安否情報を音声により伝達します。**

災害用伝言ダイヤルは、大規模な災害が発生した場合に提供を開始し、被災住民の皆様への安否を伝える声の伝言板です。  
ご利用方法は、「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音や再生を行います。

<b>広域避難場所</b>	大規模火災が発生した場合、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所。
<b>収容避難場所</b>	自宅で生活できない・安全を確保できない人が、屋内の施設で身体や生命を守る場所。
<b>基幹避難所</b>	・市立小中学校等に開設する収容避難場所。 ・一定期間滞在して身体や生命を守る場所で、基幹となる収容施設であり、最大想定避難者数を収容。 ・災害対応拠点であり、計画的な備蓄物資の備蓄・管理を行い、災害が発生した後は、備蓄物資の供給元。 ・一定規模(震度6弱以上の震災等)以上の災害が発生した場合に、夜間・休日でも札幌市職員等が開設。
<b>地域避難所</b>	一時的に避難者を収容する施設。基幹避難所を補完する役割を果たし、一定期間後は基幹避難所へ統合。
<b>一時避難場所</b>	発災して避難が必要な場合、地域で一時(いっとき)集合する場所、または、一時的に退避して身の安全を確保する場所。避難の際には、積雪による使用の可否や被災状況などによる安全性を確認して使用する。

**災害時の伝言ダイヤル**  
※災害用伝言ダイヤル「171」は災害時以外にはご使用になれません。

**伝言録音手順** 171 → 1 → 被災地の方の電話番号

**伝言再生手順** 171 → 2 → 被災地の方の電話番号

極秘

重要

## 災害時安全確認カード

世帯人数  
人

名前		性別	生年月日	電話番号	勤務先・学校等
フリガナ		男/女	(T・S・H) 年 月 日		
世帯主					
フリガナ		男/女	(T・S・H) 年 月 日		
世帯主					
フリガナ		男/女	(T・S・H) 年 月 日		
世帯主					
フリガナ		男/女	(T・S・H) 年 月 日		
世帯主					
フリガナ		男/女	(T・S・H) 年 月 日		
世帯主					

緊急時の連絡先（氏名・電話番号・関係など）	備考

- ※ このカードは災害発生時、町内会会員の安全確認の為に使用します。  
 ※ 個人のプライバシーがありますので記入については自由ですが、世帯主名は記入してください。

【現在治療中の病気】

\_\_\_\_\_

【かかりつけの病院名】

\_\_\_\_\_

【以前に治療を受けた病気】

\_\_\_\_\_

【その時の病院名】

\_\_\_\_\_

記入日； 年 月 日

ひよどり町内会 班

住 所

\_\_\_\_\_

避難所運営における主な役割	
市職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設の被害状況の確認</li> <li>• 避難所の開設と滞在スペースの設定</li> <li>• 避難者の受入（受付）</li> <li>• 避難者（在宅被災者・車中泊避難者含む）の管理</li> <li>• 避難所運営組織、活動グループの編成</li> <li>• 活動グループ※の暫定リーダーとして避難所運営の下地づくり</li> <li>• 施設管理者、地域住民との連絡体制の確保</li> <li>• 市職員は、概ね災害発生から1週間までの避難所運営を行う</li> </ul>
施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設の被害状況の確認</li> <li>• 避難所の開設と滞在スペースの設定</li> <li>• 避難所運営への協力（部屋、物品、備品の貸与等）</li> <li>• 市職員、地域住民との連絡体制の確保</li> </ul>
地域住民（避難者・町内会等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難所の開設と滞在スペースの設定</li> <li>• 避難者の受入（受付）</li> <li>• 避難者（在宅被災者・車中泊避難者含む）の管理</li> <li>• 備蓄物資の運搬、配付、管理</li> <li>• 避難所運営組織、活動グループの編成</li> <li>• 避難所運営委員会の設置（発災から1週間をめぐり）</li> <li>• 市職員、施設管理者との連絡体制の確保</li> <li>• 市職員、施設管理者と協力して避難所運営を行う</li> </ul>
ボランティア・他自治体 応援職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難所運営に係る補助</li> <li>• 被災者支援の補助</li> </ul>

※ 活動グループ：避難所で行う作業種別ごとに分けたグループのこと  
(38 ページ参照)

避難所運営マニュアルより（R元年9月）

参考: 暗証番号キーボックスの使い方(小中学校のみ)

【暗証番号キーボックス】



【案内プレート】

**避難者の方へ**  
避難場所の鍵が開いていない場合は、  
〇〇区災害対策本部 (Tel:000-0000)  
までご連絡ください。  
〇〇区災害対策本部

- ・キーボックスは4~8桁の暗証番号で開くことができます。(区によって桁数は違う)
- ・暗証番号は、区災害対策本部(総務企画課)に電話で確認してください。
- ・施設管理者の到着が遅れる見込みの場合は、市職員は職場から出発する前に区災害対策本部で暗証番号を確認してください。(電話の混雑が見込まれるため)

暗証番号キーボックスの使い方

①聞き取った暗証番号を押す



※番号を間違えたときは CLEAR ボタン

②オープンハンドルを矢印方向(時計回り)に180°回す



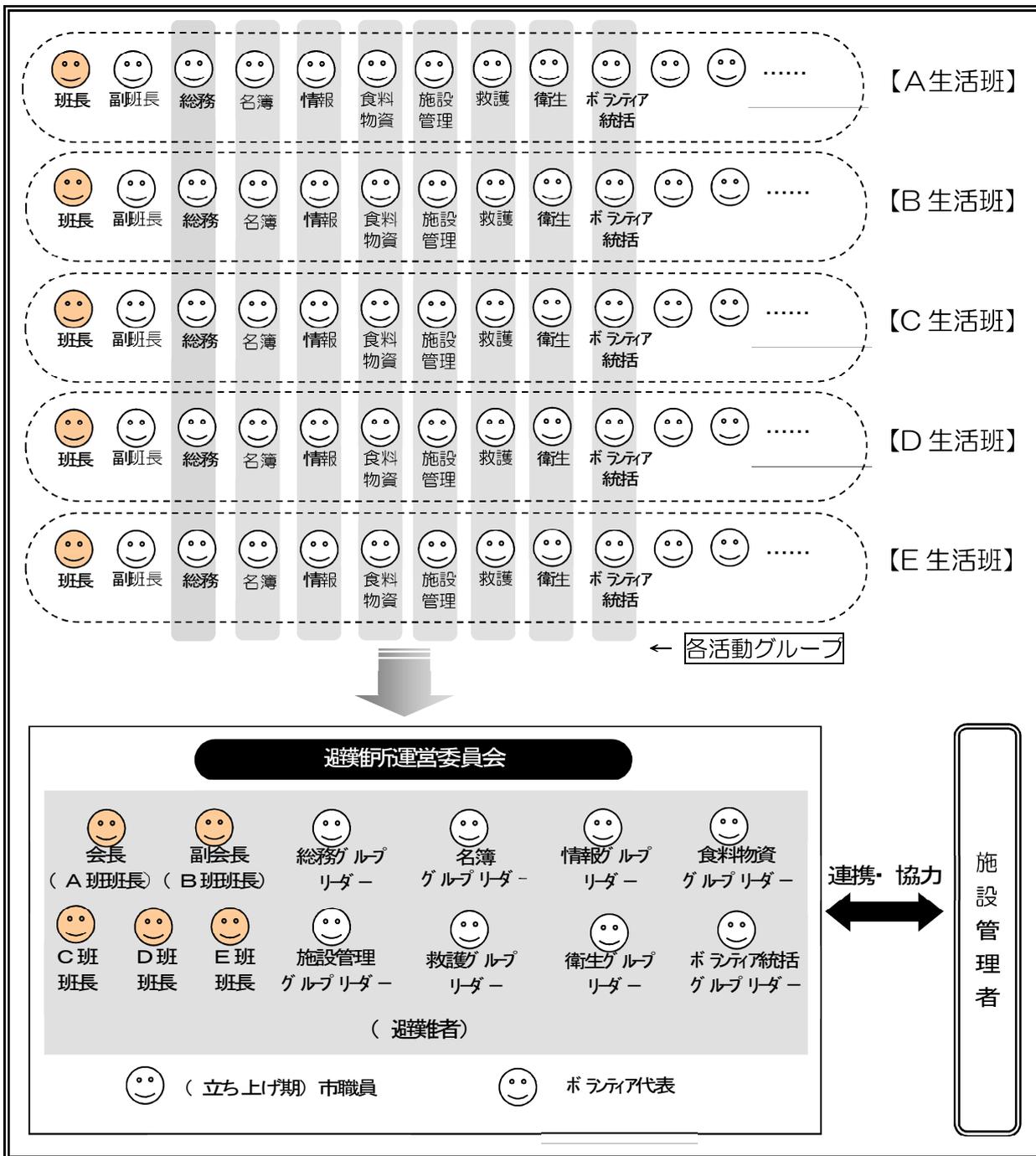
③フタを開け鍵を取り出す



④フタを閉じ、オープンハンドルを矢印方向(反時計回り)に180°回す



<避難所運営組織イメージ図>



避難所運営マニュアルより (R元年9月)

表1 避難所で発生する廃棄物の分別（例）

分別区分	具体例	管理方法等
燃やせるごみ	残飯、ティッシュ、マスク、布類、皮革製品等、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ(※ <sub>1</sub> )	「燃やせるごみ」として保管 (※ <sub>1</sub> ) 長期化した場合は資源物として分別して保管
燃やせないごみ	金属、ガラス、小型家電等	「燃やせないごみ」として保管
容器包装プラスチック	ポリ袋、詰め替え容器等	「容器包装プラスチック」として保管(※ <sub>2</sub> ) 食品容器等の固形物が付着したものについて、すすげない場合は「燃やせるごみ」へ。
びん・缶・ペットボトル	飲料の容器、缶づめ、缶パン等の容器等	「びん・缶・ペットボトル」として保管(※ <sub>2</sub> )
スプレー缶・カセットボンベ・筒型乾電池・ライター	—	それぞれ別袋に分けたうえで、収集を実施するまで、一定期間保管

(※<sub>2</sub>) 資源選別センターの稼働状況等により、容器包装プラスチック・ペットボトルは燃やせるごみとして、びん・缶は燃やせないごみとして処理することも考えられる。

表2 避難所で発生する特別なごみの分別（例）

特別なごみ	具体例	管理方法等
携帯トイレ等	使用済み携帯トイレ等	凝固剤(ポリマー)を入れて汚物を固めるとともに、臭気漏れ防止のため、袋は二重にして縛り、ダンボール箱等に入れて保管し、早急に「携帯トイレごみ」として処理

表3 災害発生時の避難所ごみの処理優先順位

処理優先順位	ごみの種類	特徴
高 ↑ ↓ 低	使用済み携帯トイレ等	携帯トイレの凝固剤(ポリマー)で固められた汚物は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でも袋を二重にして縛り、ダンボール箱等に入れて保管する。
	燃やせるごみ (生ごみ等の腐敗性廃棄物)	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理する。
	上記以外のごみ	上記以外のごみについては、保管が可能ならば、できるだけ避難所で保管する。

#### 【感染症室のごみの捨て方】

- 一般の避難・滞在スペースから出るごみと区別し、室内に専用のごみ箱を設置する。ごみ袋を二重にした状態で室内保管し、避難所ごとに設置した集積所へ捨てる。なお、分別は可燃系と不燃系の2分別とする。

可燃系	弁当の容器などのプラスチックやペットボトル、雑がみ、残飯、紙類、布類、皮革製品等は、燃やせるごみの区分で捨てる。
不燃系	びん、缶、金属、ガラス等は、燃やせないごみの区分で捨てる。

※ 集団感染発生時等に現地対策本部等から、廃棄方法の指示があった場合はその方法に従って処理する。

## 「これだけは準備しておきたい！」(家庭版)

- ◆このチェック表は、災害から家族を守り、家庭がより安全な場であることを願ってのものです。
- ◆見やすい所に貼り、すべての項目に✓できることを目標にしてみましょう。

### 自助として

品 物	チェック	品 物	チェック
飲料水		簡易トイレ(猫砂)	
食料(日常備蓄)		使い捨てカイロ	
スマートフォン・携帯電話の充電器		家族写真・情報	
ポリ袋		LEDライト	
薬・処方箋のコピー		マスク	
ウエットティッシュ		卓上コンロ・ガスボンベ	
歯ブラシ・洗口液		食品包装フィルム	

ほかに、紙おむつ、粉ミルク、生理用品などが必要な人は備蓄しておきましょう。



### 共助として

項 目	チェック
隣近所とあいさつを交わしている	
民生委員、町会役員を知っている	
自治会、PTAなど仲間が5人以上いる	
いざという時に助けに来てくれる人が近所にいる	
家族の親族・友人情報等(可能な範囲)をご近所の方と共有している	



### 減災のために

項 目	チェック
背の高い家具は、転倒しないようとめている	
消火器の場所と使い方を知っている	
窓ガラスに飛散防止フィルムを貼っている	
家の中の安全な場所を知っている	
避難所まで一緒に避難をする訓練をしている	

## 4月連町役員会 報告・連絡事項

## 地区防災計画の基本方針

- 一、 東日本大震災及び北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、新琴似西地区住民が近くの関連機関と協力して、また、札幌市の応援も受けて行う『自発的な防災活動』である。
- 二、 災害が発生した直後は、交通が麻痺し、火災の同時多発などにより消防、警察などの機関が十分に対応できなかつたり、基幹避難所の学校が混乱する可能性もあり、こう言う時に力を発揮できる要因は正に『地域ぐるみの協力体制』である。
- 三、 『自分達の地域は、自分達で守る』の心構えで、普段から向こう三軒両隣の近所付き合いにつとめ、いざと言う時にも助け合える『一緒に助かるための計画』である。住民の『命』を最優先に《平常時の活動》と《災害時の活動》の両方を踏まえて『災害に強い街づくり』をおし進める。

## 【これから3年間の取組】

- ① 1年目（令和3年度）：新年度の役員・班長等から単町の自主防災組織図・連絡網の担当者を埋め連町に6月末日までに提出。これを其に単町防災部と5つの防災班がそれぞれ検討会を実施しそれらをまとめて防災会議を開催。連町防災部が段取り。  
10月28日（木）、山口大学大学院准教授、総務省消防庁消防大学校客員教授 瀧本 浩一氏の講演、開催を致します。
- ② 2年目（令和4年度）：検討会（防災会議）が進むとおのずと地区が取組む平常時の活動（災害への構え・要配慮者名簿・マップ・安心カードの作成）及び災害時の活動（安否確認・状況確認・避難誘導・避難所の開設と運営等）に及びます。
- ③ 3年目（令和5年度）：防災訓練・模擬避難所運営実施。計画書と資料を札幌市に提出。わかりやすい地区防災書を地区住民に全戸に配布する。

新琴似西連合町内会  
防災部長 青砥 和代

令和3年4月1日

# 東月寒地区防災計画

～北海道胆振東部地震の経験を踏まえて～

## 1 地区防災計画作成の目的

平成30年(2018年)9月に発生した北海道胆振東部地震は、この東月寒地区にも、液状化等の大きな被害をもたらしました。大規模な災害が発生した直後は、消防等の行政による「公助」の活動だけでは限界があるため、市民や事業者における「自助」「共助」の取組が極めて重要です。

そこで、北海道胆振東部地震の時の避難所運営等の経験を活かし、東月寒地区における「自助」「共助」を観点とした取組を進め、これにより地域の防災力と災害対応力を向上させることを目的に、次の2本を柱に計画作成しました。

<東月寒地区防災計画作成の主要目的>

- 避難所の運営・連携
- 地域の事業者、団体等との連携に向けた協力関係の構築

## 2 本計画の対象となる地区

東月寒地区は、農村地帯として発展し、昭和30年代から宅地化が進んだ地域です。豊平区の東端に位置し、北は東北通で白石区、南は国道36号と羊ヶ丘、西は月寒川で月寒地区、東は吉田川で清田区に囲まれ、主に福住、月寒地区と接しています。地区内には札幌ドーム、日本医療大学、豊平区体育館、産業技術総合研究所北海道センター、北海道農業研究センター、八紘学園、吉田川公園などの施設があります。

【東月寒地区の人口(2023年10月1日現在)】

※引用元：住民基本台帳人口「<第3表>まちづくりセンター、年齢(5歳階級)別人口」

総人口：20,729人

0～14歳	2,380人(11.5%)
15歳～64歳	12,089人(58.3%)
65歳以上	6,260人(30.2%)

# 東月寒地区町内会

## 3 東月寒地区における災害の特徴及び被害想定

今回の計画は、災害のうち、主に地震についての初期対応(※)を想定して作成しています。計画の作成にあたっては、地震以外の災害も加え、次のとおりの状況を想定しました。

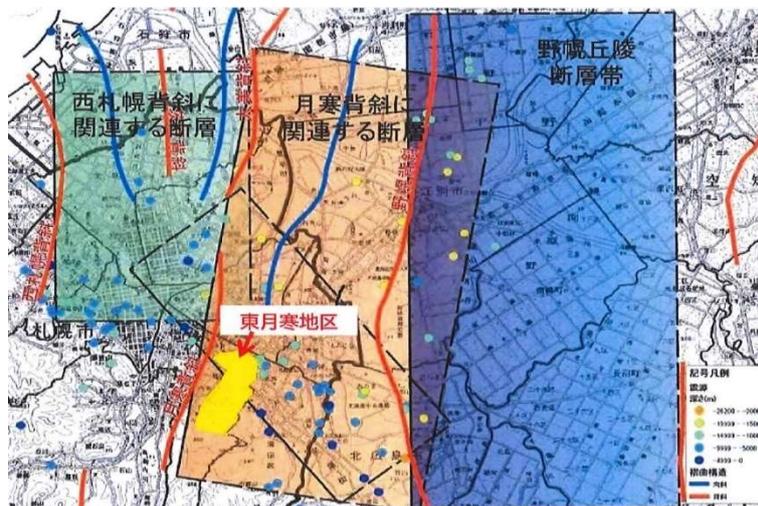
- ◆地 震…大半の地区で震度6弱から震度6強(地震防災マップ)
- ◆風 水 害…河川洪水〔4河川〕・内水氾濫(浸水ハザードマップ)
- ◆土砂災害…土砂災害警戒区域(土砂災害避難地図・土砂災害危険箇所図)
- ◆液 状 化…大半の地区で液状化発生の可能性が低い(地震防災マップ)  
※ただし、平成30年の北海道胆振東部地震では一部液状化が発生しましたが、既に工事済みです。
- ◆避 難 者…豊平区全体 14,075 人(避難所 8,445 人/避難所外 5,630 人)  
(第4次地震被害想定/月寒断層を起因とする地震〔冬〕)

※避難が長期間に及ぶ場合の支援(応急仮設住宅等)については、札幌市地域防災計画の中で示されています。

### 【地震のリスク】

東月寒地区は「月寒断層」という断層のすぐそばにあります。実際は、場所がはっきり確認できていないため伏在活断層と呼ばれています。

令和3年8月に札幌市が公表した「第4次地震被害想定」では、月寒断層に起因する地震が冬の18時に発生した場合、豊平区の被害は、建物の全半壊3,882棟、死者64人、負傷者468人、重傷者250人、停電発生件数111,866件と推定されています。



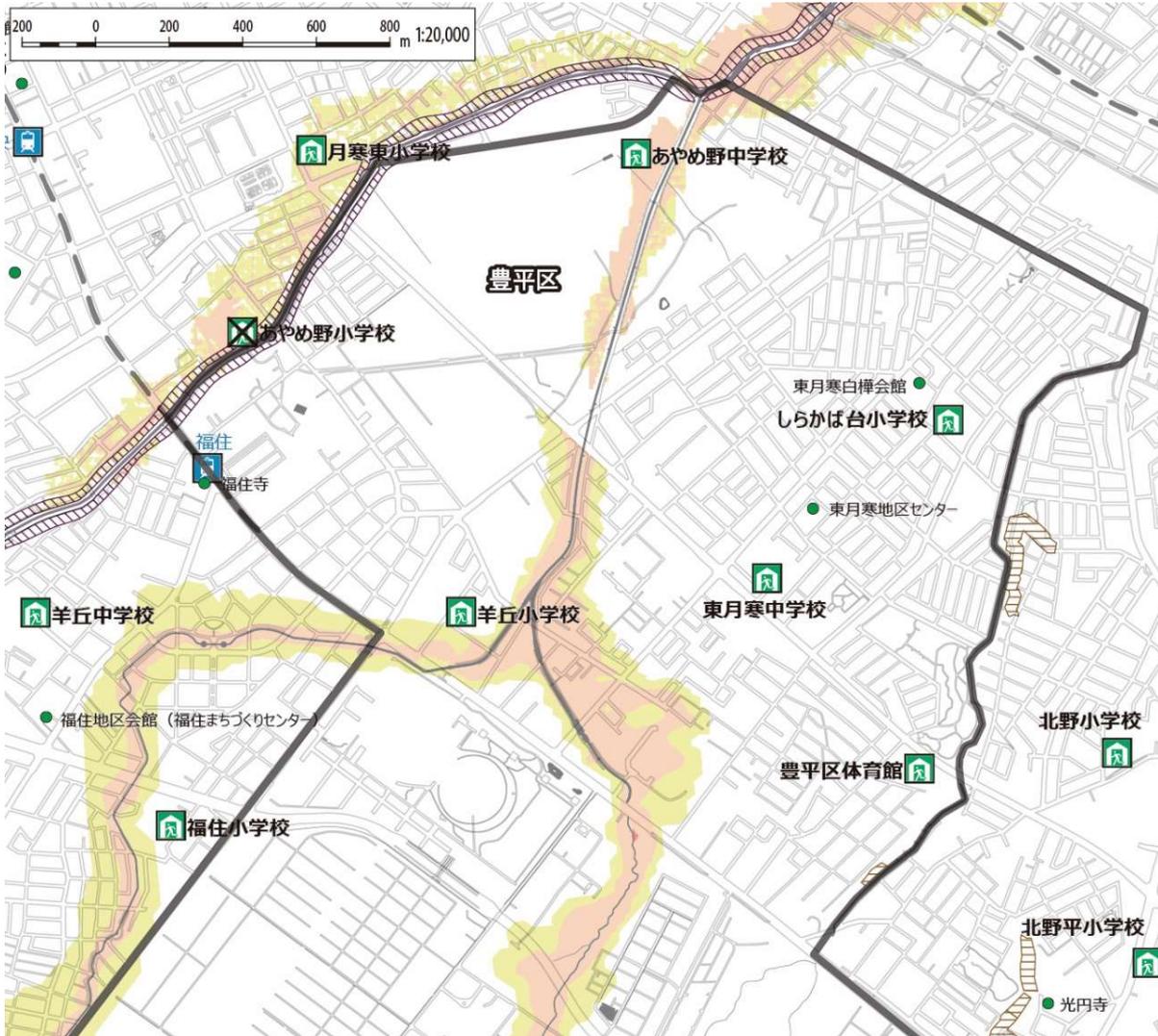
# 東月寒地区町内会

## 【大雨災害(洪水警報)のリスク】

東月寒地区はいずれも最大で3m未満の浸水区域ですので、自宅2階への避難で命を守ることができます。(黄色の区域は浸水0.5m未満、水色の区域は浸水3m未満)

## 【土砂災害(大雨警報)のリスク】

月寒地区では東の端の数件が対象となります。



【浸水の深さに応じて色を分けて表示しています】

10m以上	3階以上が浸水。場所によっては家が破壊され、流失するおそれ。
5m以上 10m未満	
3m以上 5m未満	2階まで浸水。場所によっては家が破壊され、流失するおそれ。
0.5m以上 3m未満	1階部分が浸水。床上が浸水。
0.5m未満	大人のひざまでつかる。床下まで浸水。

家屋倒壊等氾濫想定区域

- 流速が早く、木造家屋が倒壊するおそれのある区域 (氾濫流)
- 洪水の際に地面が削られるおそれのある区域 (河岸侵食)

土砂災害警戒区域  
令和4年4月1日時点  
内水氾濫避難地図 (左側ページ) でも確認できます。

# 東月寒地区町内会

## 4 避難所の運営・連携

- (1) 北海道胆振東部地震で見えた課題、問題点等
  - ・近隣の避難所同士で状況が分からず、物資の融通等ができなかった。
  - ・非常時の参集等の役割分担が明確ではなかった。
  
- (2) 課題解決に向けた取組
  - ・避難所運営研修
  - ・カエルキャラバン
    - ※NPO 法人プラス・アーツが平成 17 年に阪神・淡路大震災を教訓にして開発した、子どもたちや家族を対象とする災害時に必要な「技」や「知恵」をゲーム感覚で楽しみながら学習する防災訓練システムです。
  - ・地域の住民、事業者、団体等との合同訓練
  
- (3) 今後の運営
  - ・避難所運営研修
  - R5年度～R7年度の期間で全指定避難所(基幹)において実施予定

### 【誰でも従事可能な避難所運営体制づくり】

大きな災害発生時には、日ごろから避難所運営研修等に参加している役員が被災して参集できないことも考えられます。そのような場合でも、避難所に何が備蓄されているかや、避難所運営のイメージが分かるマニュアルがあると、避難してきた人たちで運営することができます。

そこで、小・中学校の備蓄庫には、「避難所開設セット」を備えており、この中には、受水槽等の位置がわかる学校の平面図や備蓄品の一覧表のほか、避難所の運営の流れを時系列で解説した「豊平区のみんなでつくる避難所開設イメージブック」等が入っています。小・中学校の避難所運営研修等では、こうした資料を活用し、地域住民の方々にわかりやすい、避難所運営体制づくりを行っていきます。

また、地域住民にも「豊平区のみんなでつくる避難所開設イメージブック」等を積極的に周知するとともに、避難所間の連携や他地区との連携を意識しながら、避難所運営訓練等を実施し、東月寒地区における防災力強化につなげていくこととします。

# 東月寒地区町内会

## ●『豊平区のみんでつくる 避難所開設イメージブック』



イメージブックでは、地震発生から4日目以降までの避難所運営に必要な受付の設置、滞在スペース設置の目安、運営チームの設置等について、イラストを用いて解説しています。これを参考に、避難して来たみなんで、協力して避難所を運営していきましょう。

(例)



## 「東月寒地区内の避難所一覧」

施設	種別	住所(月寒東)
羊丘小学校	指定避難所(基幹)	1-16-3-1
豊平区体育館		2-20-4-15
あやめ野中学校		3-11-15-1
東月寒中学校		3-18-1-72
しらかば台小学校		4-18-10-43
東月寒地区センター	指定避難所(地域)	3-18-5-1
東月寒白樺会館		4-18-7
札幌ドーム	指定緊急避難場所	羊が丘1
北海道農業研究センター		羊が丘1

主に公共施設となっていますが、東月寒白樺会館のように、民間施設でも避難所となる場合があります。

# 東月寒地区町内会

## 5 地域の事業者、団体等との連携に向けた協力関係の構築

### (1) 協力いただける事業者、団体等

災害時の課題解決について、地域の会社やお店などの協力が得られれば解決できる場合があります。すでに「学校法人八紘学園 北海道農業専門学校」「ランチ札幌月寒」「学校法人日本医療大学」から、それぞれの特色に応じた協力関係の構築について、ご賛同いただいております。

それぞれの事業者、団体等において、ご協力いただける内容は以下のとおりです。

#### ■学校法人八紘学園 北海道農業専門学校

- ・災害で流通が滞った場合でも、学園産の野菜や果物、牛乳、ヨーグルト、ソフトクリーム等の食料品の販売を継続できるように努めます。

#### ■ランチ札幌月寒

- ・災害発生時に、状況に応じて「かまどベンチ」の使用や「マンホールトイレ」の開放、平常時においても地域と連携した防災イベントの実施を考えています。

#### ■学校法人日本医療大学

- ・災害発生時に、大学内の施設開放（体育館、講義室等）を考えています。

### (2) 連携の方法

事業者、団体等との具体的な連携のため、町連は行政とも連携し、次の取組を行います。

- ・防災イベント（施設見学・体験等）
- ・地区防災訓練の実施
- ・協定の締結※今後の検討事項

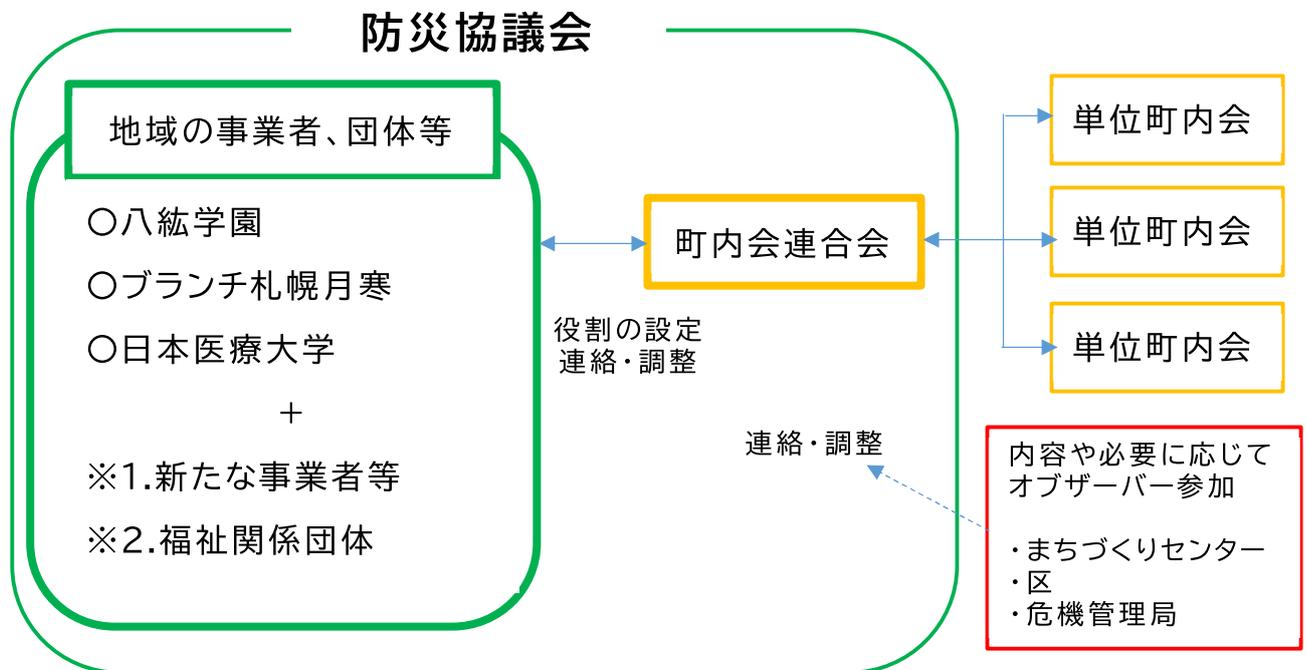
# 東月寒地区町内会

## (3) 「防災協議会」の設立

令和5年度中に防災に関する対応や地域の事業者、団体等との連携、協力、これらに関するルール作りなど話し合い、令和6年度以降の正式な発足と始動につなげます。

なお、先に示した3つの事業者・団体以外とも協力関係を築いていき、「防災協議会」という形で連携することを目指します。

### ■「防災協議会」の想定イメージ



# 東月寒地区町内会

## 6 今後において継続的に実施・検討を行う事項

今後、より一層実効性のある計画に近づけていくため、以下の項目について町連が主体となって継続的に実施・検討をしていきます。

- 避難所運営研修
- カエルキャラバン
- 地域の住民、事業者、団体等との合同訓練
- 防災イベント(施設見学・体験等)
- 地区防災訓練の実施
- 地域事業者、団体等との協定の締結※今後の検討事項

## 7 おわりに

このたび、地区内の住民、事業者、団体等の協力、そして行政の支援のもとにこの計画が完成しました。

町連は、地区内の防災を常に意識し、本計画「6 今後において継続的に実施・検討を行う事項」で掲げた事項や防災協議会について一定期間ごとに見直すなどを行い、引き続き防災の取組を進めていきます。

この「地区防災計画」は作成して終わり！ではありません。地区内の住民一人一人が防災に関する意識を持ち、日ごろからそれに備え、訓練し、いざという時に備えることこそが重要です。

住民の皆様には、これを機会に改めて防災に関する意識を高めていただき、慌てず行動できるよう「知識」、「意識」、「モノ」を備えていただきたいと思います。

## ☆ここに注目「要配慮者避難支援」の取組☆

災害に関しては、一人では避難することが難しい方の支援が大きな課題となります。

地区防災計画内では、個々の住民の皆様の具体的な避難計画等はありませんが、重要であることから、今後とも行政機関と情報交換等を行い、課題解決のための検討と模索を行っていきます。

## (1) 要配慮者とは

災害発生時に自分の力だけでは避難することが困難な方のことで、高齢者、障がいのある方、ケガ人や妊産婦など、手助けが必要な方が挙げられます。



「災害時支えあいハンドブック」抜粋(発行:札幌市保健福祉局)

## (2) 札幌市の取組

- ・ 高齢者、障がい者、妊産婦等の一般的に災害時に配慮が必要となる「要配慮者」のうち、特に支援を必要とする方(要介護の方、重い障がいのある方など)の名簿を札幌市が作成し、本人の同意を得たうえで、札幌市と協定を締結した町内会等の地域団体に名簿情報を提供しています。
- ・ 「札幌市避難行動要支援者名簿取扱要綱」を平成 27 年(2015 年)10 月に施行。

# 東月寒地区町内会

## 【札幌市避難行動要支援者名簿】

- ◆名簿掲載対象者 ※令和5年1月1日現在  
札幌市 118,242名 / 豊平区 12,632名
- ◆提供先団体：69 団体
- ◆掲載者数：3,890名(令和5年4月現在)

### (3) 個別避難計画とは

- ・ 高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したものを「個別避難計画」といいます。
- ・ 令和3年(2021年)に災害対策基本法の一部が改正され、優先度の高い避難行動要支援者について、おおむね5年程度で計画を作成するよう、市町村の努力義務が規定されました。
- ・ 札幌市における個別避難計画は、これまでに避難行動要支援者名簿の提供を受けた地域団体等において作成を担っており、名簿提供を推進することにより、地域主体での個別避難計画作成が進められています。
- ・ 災害対策基本法の一部改正により、市町村における個別避難計画の作成について、主に以下の2点について検討されています。
  - ① 優先度の高い避難行動要支援者の選定基準の検討(対象者、エリア等)
  - ② 福祉専門職等の参画による個別避難計画作成の検討

**個別避難計画を作成しよう**

個別避難計画を作成すると、要配慮者が災害時にどのような支援を必要としているかなどが一目でわかるため、避難時に役立ちます。

個別避難計画	緊急時連絡先
氏名 ○○ ○○○	氏名 ○○ ○○○
住所 札幌市○区○○○○○○○	住所 札幌市○区○○○○○○○
生年月日 ○○年○月○日	連絡先 ○○○-○○○○-○○○○
連絡先 ○○○-○○○○-○○○○	支援者①
【避難時に配慮が必要な理由】	氏名 ○○ ○○○
<input type="checkbox"/> 立つことや歩くことが難しい	住所 札幌市○区○○○○○○○
<input checked="" type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞きとりにくい)	連絡先 ○○○-○○○○-○○○○
<input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい)	支援者②
<input type="checkbox"/> その他( )	氏名 ○○ ○○○
【支援内容】	住所 札幌市○区○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	連絡先 ○○○-○○○○-○○○○
	【特記事項】
	○○○○○○○○○○○○○○○○○○

「災害時支えあいハンドブック」抜粋(発行：札幌市保健福祉局)

# 東月寒地区町内会

東月寒地区防災計画  
令和6年(2024年)3月策定

－編集・発行－

東月寒地区町内会連合会  
〒062-0053 札幌市豊平区月寒東3条17丁目